

国民健康保険は、会社などの健康保険に加入している人以外を対象に、医療の給付を行う事業で、加入者が病気やケガをしたとき、少しでも負担が軽くすむように、お互いに助け合う制度です。病気で診療を受けた際には、かかった医療費のうち次の一部負担金を支払います。

一般被保険者	→入院・通院とも3割
退職被保険者 本人	→入院・通院とも2割
扶養	→入院2割・通院3割

なお、一部負担金の額が高額になった場合、高額療養費が支給される制度があります。

<一般の方>

同じ人が、同じ月に同一の医療機関へ支払った一部負担金が**63,600円**を超えたとき(かかった医療費が**318,000円**を超える場合は**1%**が加算されます)

$63,600円 + (医療費 - 318,000円) \times 1\%$ (自己負担限度額)を超えた分について、高額療養費が支給されます。

参考

例えば、1カ月入院して医療費が700,000円(食事負担額は除く)かかり、その3割の210,000円支払ったとしますと、国保から払い戻される額は次のようになります。

$$210,000 - \{63,600 + (700,000 - 318,000) \times 0.01\} = 142,580円$$

(自己負担額67,420円)

<上位所得者の方>

※基礎控除後の所得が670万円を超える世帯

同じ人が、同じ月に同一の医療機関へ支払った一部負担金が**121,800円**を超えたとき(かかった医療費が**609,000円**を超える場合は**1%**が加算されます)

$121,800円 + (医療費 - 609,000円) \times 1\%$ (自己負担限度額)を超えた分について、高額療養費が支給されます。

<市民税非課税世帯の方>

同じ人が、同じ月に同一の医療機関へ支払った一部負担金が**35,400円**を超えたとき(**1%**の加算なし) **35,400円**(自己負担限度額)を超えた分について、高額療養費が支給されます。

《世帯合算ができます》

同一世帯で、同じ月に1人30,000円(市民税非課税世帯の方は21,000円)以上の一部負担金を支払った場合が複数あり、その額を合算して自己負担限度額を超えたときには、その超えた分が高額療養費として支給されます。

※高額療養費に該当される方へは、診療を受けた月から2カ月遅れで通知しますので、領収書を必ず保管しておいてください。通知が届きましたら市民生活課国保医療担当まで手続きに来てください。なお、2カ月以上過ぎても通知のない場合は、担当までご連絡ください。

《高額療養費の支給が4回以上ある場合》

同一世帯で過去1年間に4回以上高額療養費が支給される場合、4回目から下記金額を超えた分が高額療養費として支給されます。

一般の方	→37,200円
上位所得者の方	→70,800円
市民税非課税世帯の方	→24,600円



70歳(一定の障害がある場合は65歳以上)以上の方は、「老人保健」で医療を受けることになります。平成13年1月の老人保健法の改正により、平成13年1月の診療分から下記の①または②に該当する場合、老人の高額医療費が支給される制度ができました。該当する方は、市民生活課国保医療担当窓口にて申請手続きをしてください。

- ①同一世帯の2人以上の老人が、同じ月に入院して、それぞれ一医療機関につき**30,000円**(市民税非課税世帯の方は21,000円)以上の一部負担金を支払った場合は、合算して37,200円(市民税非課税世帯の方は24,600円)を超えた分が高額医療費として支給されます。
- ②一人の老人が、同一の月に異なる2以上の医療機関に入院して、それぞれ一医療機関につき**30,000円**(市民税非課税世帯の方は21,000円)以上の一部負担金を支払った場合は、合算して37,200円(市民税非課税世帯の方は24,600円)を超えた分が高額医療費として支給されます。

※高額医療費は、病院からくるレセプト(診療報酬明細書)により確認を行った上で支給されるため、診療を受けた月から実際の支給までに、国保加入者については2カ月程度、被用者保険加入者については4カ月程度かかりますので、申請に際してご了承ください。

※70歳未満の山梨県老人医療費受給者(県単老人)の方もこれに準じ、申請により助成されます。

— 問合せ先 市民生活課 国保医療担当 —